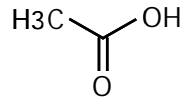


安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当
TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂 平成27年06月17日
SDS整理番号 01024450

製品等のコード : 0102-4450、0101-3160
製品等の名称 : 氷酢酸
推奨用途 : 食品添加物



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性
引火性液体 : 区分3
自然発火性液体 : 区分外

健康に対する有害性
急性毒性(経口) : 区分5 【国連GHS分類】
急性毒性(経皮) : 区分4
皮膚腐食性・刺激性 : 区分1A
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分1
呼吸器感作性 : 区分1
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) : 区分1(血液)、
区分2(呼吸器系)

環境に対する有害性
水生環境急性有害性 : 区分3

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

引火性液体及び蒸気
飲み込むと有害のおそれ(経口)
皮膚に接触すると有害(経皮)
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ
血液の障害
呼吸器系の障害のおそれ
水生生物に有害

注意書き

【安全対策】
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
容器を接地すること、アースをとること。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具を着用すること。
環境への放出を避けること。
【救急処置】
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと、取り除くこと。

皮膚を流水、シャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
 暴露した時、又は気分が悪い時：医師に連絡すること。
 気分が悪い時は医師に連絡すること。
 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

湿気、直射日光を避け、容器を密閉して換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	: 単一製品
化学名	: 氷酢酸 (別名) 酢酸、エタン酸、エチル酸、カルボキシメタン、メタンカルボン酸 (英名) Acetic acid、Glacial acetic acid、Ethanoic acid、Carboxymethane
分子量	: 60.05
成分及び含有量	: 酢酸、99.0%以上
化学式及び構造式	: CH ₃ COOH、C ₂ H ₄ O ₂ 、構造式は上図参照(1ページ目)。
官報公示整理番号	化審法: (2)-688 安衛法: 公表化学物質(化審法番号を準用)
CAS No.	: 64-19-7
EC No.	: 200-580-7
危険有害成分	: 酢酸 ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 176 危険物・引火性の物 腐食性液体 ・消防法 危険物第4類引火性液体 第二石油類 水溶性

4. 応急処置

吸入した場合	: 直ちに、被災者を新鮮な空気のある場所に移す。 被災者を毛布等でおおい、呼吸しやすい姿勢で安静にする。 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。 気分が悪い時は、医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	: 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗う。 医師の診断、治療を受ける。 洗浄開始が遅れたり、洗浄不十分の場合は、皮膚障害のおそれがある。 皮膚刺激、発疹が生じた時、気分が悪い時は医師の手当てを受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	: 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で掂げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合	: 直ちに医師に連絡する。 口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせてはいけない。 吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。 直に牛乳や卵を飲ませる。 牛乳、卵がない時は、多量の水を飲ませ、体内で有害性を薄める。 嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように身体を傾斜させる。 嘔吐後、再び水を飲ませる。 意識がない時は、何も与えない。 医師の診断、治療を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状:	吸入 : 咽頭痛、咳、灼熱感、頭痛、めまい、息切れ、息苦しさ 皮膚に付着 : 痛み、発赤、皮膚熱傷、水疱 眼に付着 : 発赤、痛み、視力喪失、重度の熱傷 経口摂取 : 咽頭痛、灼熱感、腹痛、嘔吐、ショック/虚脱

5. 火災時の処置

消火剤	: 本製品は可燃性、引火性である。 粉末、二酸化炭素、泡消火剤、水噴霧
-----	--

<p>使ってはならない消火剤： 特有の危険有害性</p>	<p>大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。 棒状放水（本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがあるため） 引火性が高い。 燃え易いので、熱、火花、火炎で容易に発火する。 引火点(39)以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。 本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性もある。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。</p>
<p>特有の消火方法</p>	<p>： 火元への燃焼源を遮断する。 火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。</p>
<p>消火を行う者の保護</p>	<p>： 消火作業の際は風上から行き、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。</p>

6. 漏出時の措置

<p>人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置</p>	<p>： 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。 風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。 皮膚、眼など身体とのあらゆる接触を避ける。 蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。</p>
<p>環境に対する注意事項</p>	<p>： 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。</p>
<p>回収、中和</p>	<p>： 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる空容器に回収する。 大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。</p>
<p>封じ込め及び浄化の方法・機材</p>	<p>： 危険でなければ漏れを止める。 漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。 蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。</p>
<p>二次災害の防止策</p>	<p>： 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。 周辺の発火源を速やかに取除く。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意

<p>取扱い 技術的対策</p>	<p>： 裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。 引火点(39)以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。 ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。 指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。 炎、火花または高温体との接触を避ける。 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。</p>
<p>局所排気・全体換気</p>	<p>： 防爆型の換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。 蒸気は空気より重く、床に沿って移動することから、床面に沿って換気する。</p>
<p>安全取扱い注意事項</p>	<p>： すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗う。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 眼に入れないこと。</p>
<p>接触回避 内容物が固化した時の対処法</p>	<p>： 炎、火花または高温体との接触を避ける。 本製品の凝固点が14.5 のため、保管場所の気温が約15 より低下</p>

すると、内容物が固化することがある。
 固化したものを再溶解するには、固化した時に容器に破損（ヒビなど）がないことを確認した上で、使用前に、35～40程度のぬるま湯をはった桶又はバケツに本製品を入れ、内容物を溶かす。
 （注意）急激な温度変化を与えると、ガラス容器が破損することがあるので、ゆっくりと加温することが必要。万一、容器が破損した場合には、ガラス片で手をケガをしないように保護手袋をつけ、桶又はバケツの中で内容物を全て溶かし出し、水酸化ナトリウム溶液で中和後、大量の水と共に下水道に放流する。破損したガラス片などは、別途、分別廃棄すること。
 また、温水に長時間浸漬すると、製品に貼ったラベルが剥がれることがある。その場合はラベルを乾燥させ、容器に貼り直すこと。

- 保管技術的対策 : 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。
 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。
 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造するとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。
 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- 保管条件 : 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管する。
 直射日光や高温を避ける。
 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。
 一定の場所を定めて、施錠して保管する。
 貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。
 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
- 混触危険物質 : 酸化剤、強塩基、金属
 容器包装材料 : ガラスなど。
 アクリル樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。

<参考> 室温での容器包装材料の耐薬品性（あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要）

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 - :データなし 】

スチレンゴム× クロロプレンゴム(ネオプレン)× ニトリルゴム× ブチルゴム×
 天然ゴム× シリコンゴム フッ素ゴム(バイトン、ダイエル)× テフロン
 軟鋼× ステンレス(SUS304× SUS316×) チタン アルミニウム 銅×
 軟質塩ビ× 硬質塩ビ ポリスチレン× ABS× ポリエチレン ポリプロピレン
 ナイロン× アセタール樹脂 - アクリル樹脂× ポリカーボネート× ガラス

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 未設定
 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：
 日本産衛学会（2013年版） 10 ppm 25 mg/m3
 ACGIH（2013年版） TLV-TWA 10 ppm
 TLV-STEL 15 ppm
- 静電気放電に対する予防措置を講ずる。
 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
 ミスト、蒸気、ガスが発生する場合、換気装置を設置する。
- 保護具
 呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具（酸性ガス用防毒マスク）を着用する。
 手の保護具 : 不浸透性保護手袋（ネオプレン製など）を着用する。
 眼の保護具 : 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。
 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。
 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
- 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状態、形状、色など : 無色液体
 臭い : 刺激臭
 pH : 1.0M (1.0mol/L) =2.4、 0.1M=2.9、 0.01M=3.4
 融点 : 16.7、 14.5（凝固点）
 沸点 : 117
 引火点 : 39（密閉式）
 爆発範囲 : 下限 5.4vol%、上限 16vol%
 蒸気圧 : 1.5kPa(20)
 蒸気密度（空気 = 1） : 2.07
 比重（密度） : 1.05（水=1）
 溶解度 : 1000g/L（水）(20)

オクタノール/水分分配係数 : エタノール，エーテル等の有機溶媒に混和、二硫化炭素に不溶。
 : log Pow = -0.17
 自然発火温度 : 427
 分解温度 : データなし
 臭いのしきい(閾)値 : データなし
 蒸発速度(酢酸ブチル = 1) : データなし
 燃焼性(固体、ガス) : 該当しない
 粘度 : データなし

GHS分類

引火性液体 : 引火点39 (密閉式)から、区分3(GHS基準:引火点23 以上、60 以下)とした。
 自然発火性液体 : 引火点427 (ICSC(J)(1997))より、区分外とした。

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の取扱い条件においては安定である。
 吸湿性があるので、使用後は密栓すること。
 室温が約15 以下になると、凝固が始まる。
 固化した時は『7.取扱い及び保管上の注意』の項を参照すること。
 危険有害反応可能性 : 酸化剤、塩基と激しく反応する。
 避けるべき条件 : 高温、日光、裸火、スパーク、静電気、その他発火源、湿気。
 混触危険物質 : 酸化剤、金属。
 危険有害な分解生成物 : いろいろな金属を侵して可燃性ガスを発生する。
 燃焼して一酸化炭素や有毒なガスを発生する。

11. 有害性情報

急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 3310mg/kg、3530mg/kg (PATTY(5th, 2001)) から、
 区分5とした(国連GHS分類)。
 ただし、分類JISでは区分外である。
 飲み込むと有害のおそれ(経口)(区分5)
 経皮 ウサギ LD50 = 1060mg/kg (PATTY(5th, 2001)) から、
 区分4とした。
 皮膚に接触すると有害(経皮)(区分4)
 吸入(蒸気) 酢酸の飽和蒸気圧濃度は 20800ppm であり、吸入試験は
 蒸気の状態で行われていると推定される。ラットの LCLo=16000 ppm
 (PATTY(5th, 2001))から、区分外とした。
 吸入(ミスト) 酢酸の飽和蒸気圧濃度は 20800ppm であり、吸入試験
 は蒸気の状態で行われていると推定される。よってミストについての
 データはないので分類できない。
 皮膚腐食性・刺激性 : 動物実験で50%以上の濃度の酢酸の投与で皮膚の壊死及びやけどがみられ
 (PATTY(5th, 2001)、腐食がみられ(IUCLID(2004))、
 及びEU-Annex 1: C; R35 36)。
 以上の情報から、区分1Aとした。
 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷(区分1A)
 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性: ウサギにおいて液体氷酢酸は眼に破壊的な損傷を起こし(PATTY
 (5th, 2001))、16%の酢酸は恒久的な角膜損傷を起こし(IUCLID(2004))、
 人での事故で角膜の麻痺や混濁は永久に残った(PATTY(5th, 2001))。
 以上の情報から、区分1とした。
 重篤な眼の損傷(区分1)
 呼吸器感受性 : ヒトの吸入ばく露で気管支喘息など呼吸器過敏症が
 誘発されたとの4つの症例報告の記載があり、職業喘息が報告されている
 ことに基づき(PATTY(5th, 2001))、区分1とした。
 吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ(区分1)
 皮膚感受性 : データがないため、分類できない。
 生殖細胞変異原性 : in vitro 変異原性試験での陰性の結果以外にデータがないため、分類
 できないとした。
 発がん性 : ヒトの職業的ばく露での前立腺がんによる死亡については説明できない
 との報告、及びマウスにおける局所施用による乳頭がんに対するプロ
 モーター作用の記載がある。以上の情報から、分類できないとした。
 生殖毒性 : 動物試験のデータがあるが、交配前投与による親動物の性機能及び生殖
 能に及ぼす影響が不明のため、分類できないとした。
 特定標的臓器・全身毒性
 (単回ばく露) : ヒトにおいて、ばく露後に胃腸の潰瘍・出血、急性膵炎などの消化器症
 状に加え、播種性血管内凝固障害、重度の溶血のような血液への影響が
 報告されている(PATTY(5th, 2001))。また、ヒトで吸入ばく露により
 鼻、上気道、肺に対する刺激性の記載(PATTY(5th, 2001))がみられる。
 「ヒトが蒸気を吸入すると気道腐食性、肺水腫が見られることがある」
 (ICSC(J)(1997))の記述がある。
 以上の記述から、区分1(血液)、区分2(呼吸器系)とした。
 血液の障害(区分1)
 呼吸器系の障害のおそれ(区分2)
 特定標的臓器・全身毒性
 (反復ばく露) : 反復ばく露後の影響について動物の情報は乏しく、ヒトにおける報告例

がある（反復ばく露）が、症状として軽度。従って、分類できないと判断した。
吸引性呼吸器有害性 : 情報がなため、分類できない。

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性 : 甲殻類（オオミジンコ）での48時間EC50 = 65000 µg/L (AQUIRE, 2010) であることから、区分3とした。
水生環境慢性有害性 : 急速分解性があり（BODによる分解度：74%（既存化学物質安全性点検データ））、かつ生物蓄積性が低いと推定される（log Kow=-0.17（PHYSPROP Database, 2005））ことから、区分外とした。
オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
（参考）燃焼法
可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に吸収させて、アフターバーナ及びスクラバ付き焼却炉の火室で焼却する。
汚染容器及び包装 : 容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 132

国際規制

海上規制情報（IMDGコード/IMOの規定に従う）

UN No. : 2789
Proper Shipping Name : ACETIC ACID, GLACIAL or ACETIC ACID, SOLUTION, more than 80% acid, by mass
Class : 8 (腐食性物質)
Sub Risk : 3 (引火性液体)
Packing Group : II
Marine Pollutant : No (非該当)
Limited Quantity : 1L

航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）

UN No. : 2789
Proper Shipping Name : Acetic acid
Class : 8
Sub Risk : 3
Packing Group : II

国内規制

陸上規制情報（消防法、道路法の規定に従う）

海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）

国連番号 : 2789
品名 : 酢酸(水酢酸又は濃度が80質量%を超える水溶液)
クラス : 8
副次危険 : 3
容器等級 : II
海洋汚染物質 : 非該当
少量危険物許容量 : 1L

航空規制情報（航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う）

国連番号 : 2789
品名 : 酢酸
クラス : 8
副次危険 : 3
等級 : II
少量輸送許容量 : 0.5L

特別の安全対策 : 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。

危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。
 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
 他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。
 他の危険物のそばに積載しない。
 移送時にイエローカードの保持が必要。

15. 適用法令

労働安全衛生法	:	名称等を通知すべき有害物 (政令番号 第176号) (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)
消防法	:	危険物第4類引火性液体、第二石油類水溶性液体 指定数量2000L 危険等級 (法第2条第7項危険物別表第1)
毒劇法	:	非該当
化学物質管理促進法(PRTR法)	:	非該当
船舶安全法	:	腐食性物質(危規則第2,3条危険物告示別表第1)
航空法	:	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
海洋汚染防止法	:	有害液体物質、Z類物質(施行令別表第1)
水質汚濁防止法	:	生活環境項目(施行令第三条第1号) 「水素イオン濃度」 〔排出基準〕・海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 ・海域に排出されるもの5.0以上9.0以下 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」 〔排出基準〕160mg/L以下(日間平均 120mg/L以下) (注)排出基準に別途、条例等による上乗せ基準がある場合はそれに従うこと。
輸出貿易管理令	:	キャッチオール規制(別表第1の16項)第29類 有機化学品 HSコード(輸出統計品目番号、2015年4月版): 2915.21-000 「酢酸」

16. その他の情報

参考文献	:	化学工業日報社
化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	:	化学工業日報社(2007)
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	:	中央労働災害防止協会編
化学物質の危険・有害便覧	:	共同出版
化学大辞典	:	化学工業日報社
安衛法化学物質	:	医歯薬出版
産業中毒便覧(増補版)	:	オーム社
化学物質安全性データブック	:	三共出版
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	:	労働省安全衛生部監修
化学物質の危険・有害性便覧	:	Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	:	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHS分類結果データベース	:	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP
GHSモデルMSDS情報	:	

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。